



島根県報

平成17年3月22日(火)
号外第10号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(経営支援課)

公布された条例等のあらまし

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第22号)

1 規則の概要

- (1) 高度化事業の定義を改めることとした。(第1条関係)
- (2) 高度化事業の種類等を改めることとした。(別表関係)
- (3) 連帯保証人確認書を加えることとした。(様式第1号・様式第6号関係)
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第22号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則(昭和51年島根県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号。以下「法」という。)第15条第1項第3号口及びハに規定する事業(以下「高度化事業」という。)を行う者に対し、当該事業に必要な資金の貸付けを行うことにより、県内の中小企業の振興を図ることを目的とする。

第2条中「土地を造成し、又は建物その他の施設を設置する」を「造成し、又は整備する」に改める。

第3条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に、「中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号。以下「事業団法」という。)第21条第1項第3号に規定する業務を行う中小企業総合事業団(以下「事業団」を「法第15条第1項第4号に規定する業務を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」に、「事業団法第23条第1項」を「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条第1項」に、「事業団の」を「機構の」に改める。

第5条第1項中「支払い」を「支払」に、「後払い」を「後払」に改める。

第10条中「設置」を「整備」に改める。

第12条の見出し中「設置完了」を「整備完了」に改め、同条第1項中「設置」を「整備」に改め、同条第2項中「設置する」を「整備する」に改める。

第13条の見出し中「貸付対象施設設置等完了」を「貸付対象施設整備等完了」に改め、同条中「設置及び設置する」を「整備及び整備する」に、「支払い」を「支払」に、「中小企業高度化資金貸付対象施設設置等完了届」を「中小企業高度化資金貸付対象施設整備等完了届」に改める。

第15条第1項第1号中「設置」を「整備」に、「中小企業高度化資金貸付対象施設設置等完了期限延期承認申請書」を「中小企業高度化資金貸付対象施設整備等完了期限延期承認申請書」に改め、同項第2号中「設置計画」を「整備計画」に、「中小企業高度化資金貸付対象施設設置計画変更等承認申請書」を「中小企業高度化資金貸付対象施設整備計画変更等承認申請書」に改め、同項第3号中「使用中止」を「使用休止」に、「中小企業高度化資金貸付対象施設設置計画変更等承認申請書」を「中小企業高度化資金貸付対象施設整備計画変更等承認申請書」に改め、同条第2項第1号中「強制執行」の次に「、民事保全の命令」を加え、「を受けた」を「があった」に改め、同項第2号中「廃業した」を「貸付対象となった事業を中止し、若しくは廃止した」に改め、同項第3号中「設置計画」を「整備計画」に改める。

第17条第3号中「設置」を「整備」に改め、同条第6号中「他の債務につき強制執行」を「強制執行、民事保全の命令」に、「を受けた」を「があった」に改め、同条第7号中「廃業した」を「貸付対象となった事業を中止し、若しくは廃止した」に改め、同条第8号中「中止し」を「休止し」に改める。

第20条の見出しを「(報告、調査及び指示)」に改め、同条第1項中「貸付対象施設の毎年度末現在の利用状況を、当該年度終了後速やかに、中小企業高度化資金貸付対象施設利用状況報告書(様式第9号)により」を「経営状況その他必要な事項について」に改め、同条第2項中「又はその職員をして貸付対象施設、関係帳簿、書類等を調査させる」を「又は調査し、若しくは指示をする」に改める。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第3条関係)

項	高度化事業の種類	高度化事業の内容	貸付けの相手方	貸付対象施設	貸付金の額	利率(年利)	償還期間	据置期間
1	経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第2条第1項第1号イに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第26条の基準に適合する事業であって知事が別に定める基準に適合するもの	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者等(中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第4条第1項に規定する中小企業者等をいう。)であって知事が別に定める要件に該当するもの	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)、構築物(関連施設を含む。以下同じ。)又は設備	貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金(以下「整備資金」という。)の100分の80以内(災害を受けた事業用施設の復旧を図るための貸付けであって知事が別に定める基準に適合するもの(以下「災害復旧貸付」とい	1.05パーセント。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって知事が別に定めるのは、無利子とする。 (1) 中小企業者の行う事業の内容が次のいずれかに該当する場合 ア 公害防止 イ 環境保全 ウ 省資源・省エネルギー エ 製品開発、	20年以上(据置期間を含む。)	3年以内

					う。)について は、100分の90 以内)	技術開発、デ ザイン開発そ の他これらに 準ずるもの オ 災害防止 カ 災害復旧 (2) 中小企業者の 行う事業が中小 企業の振興に係 る特定の関係法 令の認定又は承 認を受けた計画 に基づき実施さ れる場合 (3) 事業に参加す る者の大部分が 小規模事業者で ある場合		
2	下請振 興事業 計画承 認 グ ループ 事業	政令第 2 条第 1 項第 1 号ロ に基づく省令第27条の基準 に適合する事業であって知 事が別に定める基準に適合 するもの	下請振興事業計 画承認グループ 事業を実施する 特定下請組合等 (下請中小企業 振興法(昭和45 年法律第145 号)第5条第1 項に規定する特 定下請組合等を いう。)であっ て知事が別に定 める要件に該当 するもの	下請振興事業計 画承認グループ 事業の用に供す る土地、建物、 構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
3	施設集 約化事 業	政令第 2 条第 1 項第 2 号イ から二までに掲げる事業の うち、次のいずれかに該当 するものであって知事が別 に定める基準に適合するも の (1) 省令第28条第 1 項第 1 号イの要件に該当する事 業 (2) 省令第29条第 1 項第 1	事業協同組合若 しくは協同組合 連 合 会 (以 下 「事業協同組合 等 」 と い う。)、事業協 同小組合、協業 組合、合併会社 又は出資会社	施設集約化事業 の用に供する土 地、建物、構築 物又は設備	同上	同上	同上	同上

		号イの要件に該当する事業 (3) 省令第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当する事業 (4) 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号イの要件に該当する事業 (5) 省令第31条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当する事業						
4	連鎖化事業	政令第2条第1項第2号イ又は二に掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するものであって知事が別に定める基準に適合するもの (1) 省令第28条第1項第1号口の要件に該当する事業 (2) 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号口の要件に該当する事業	事業協同組合等又は出資会社	連鎖化事業の用に供する本部施設である共同施設であって土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
5	共同施設事業	政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するものであって知事が別に定める基準に適合するもの (1) 省令第28条第1項第1号ハの要件に該当する事業 (2) 省令第29条第1項第1号口の要件に該当する事業	特定中小企業団体、企業組合又は協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
6	経営改革事業	政令第2条第1項第2号イ又は二に掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	特定中小企業団体又は出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上

		<p>(1) 省令第28条第 1 項第 1 号八の要件に該当する事業であって、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）に買取予約付きで賃貸するものを含む。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 省令第31条第 1 項第 3 号の基準に適合する事業であって、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの</p>						
7	設備リース事業	政令第 2 条第 1 項第 2 号イに掲げる事業のうち、省令第28条第 1 項第 1 号八の要件に該当し、かつ、組合員の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等買取予約付きで賃貸するものを除く。）であって知事が別に定める基準に適合するもの	特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備	同上	同上	同上	同上
8	企業合同事業	政令第 2 条第 1 項第 2 号八からホまでに掲げる事業の	合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土	同上	同上	同上	同上

		うち、次のいずれかに該当するものであって知事が別に定める基準に適合するもの (1) 省令第30条第1項第2号の基準に適合する事業 (2) 省令第30条第1項第3号の基準に適合する事業 (3) 省令第30条第1項第4号の基準に適合する事業 (4) 省令第30条第1項第5号の基準に適合する事業 (5) 省令第30条第1項第6号の基準に適合する事業 (6) 省令第31条第1項第4号の基準に適合する事業 (7) 省令第31条第1項第5号の基準に適合する事業 (8) 省令第31条第1項第6号の基準に適合する事業 (9) 省令第31条第1項第7号の基準に適合する事業 (10) 省令第31条第1項第8号の基準に適合する事業 (11) 省令第32条の要件に該当し、かつ、省令第33条の基準に適合する事業		地、建物、構築物又は設備				
9	集団化事業	政令第2条第1項第3号に基づく省令第34条第1項の基準に適合する事業であつて知事が別に定める基準に適合するもの	事業協同組合等又はこれらの組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合	集団化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80以内(小規模事業者に対する貸付け及び災害復旧貸付については、100分の90以内)	同上	同上	同上
10	集積区域整備事業	政令第2条第1項第4号に基づく省令第35条第1項の基準に適合する事業であつて知事が別に定める基準に適合するもの	事業協同組合等、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又はこれらの組合員等である中小企業者	集積区域整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
11	地域産	政令第2条第2項第1号に	特定会社、公益	地域産業創造基	整備資金の100	無利子	同上	同上

	業創造 基盤整 備事業	掲げる事業のうち、省令第36条第 1 号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施する事業であって知事が別に定める基準に適合するもの	法人、商工会等 又は市町村	盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	分の80以内（災害復旧貸付については、100分の90以内）			
12	商店街 整備等 支援事 業	政令第 2 条第 2 項第 2 号の規定に基づく省令第37条第 1 号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画又は同号ハに規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて実施する事業であって知事が別に定める基準に適合するもの	特定会社、公益 法人又は商工会 等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
13	地域産 業創造 基盤整 備活性 化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社、公益法人、商工会等又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備するための事業（11の項に規定するものを除く。）であって知事が別に定める基準に適合するもの	特定会社、公益 法人、商工会等 又は市町村（過 去に地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。）	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	1.05パーセント	同上	同上
14	商店街 整備等 活性化 支援事 業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、公益法人又は商工会等が、中小企業経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備するための事業（12の項に規定するものを	特定会社、公益 法人又は商工会 等（過去に商店 街整備等支援事 業を行ったもの に限る。）	商店街整備等活性化支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上

	除く。)であって知事が別に定める基準に適合するもの						
--	---------------------------	--	--	--	--	--	--

備考 この表において、次の(1)から(14)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(14)までに定めるところによる。

- (1) 事業協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「組合法」という。）第3条第1号に掲げる事業協同組合をいう。
- (2) 事業協同小組合 組合法第3条第1号の2に掲げる事業協同小組合をいう。
- (3) 協同組合連合会 組合法第3条第3号に掲げる協同組合連合会をいう。
- (4) 企業組合 組合法第3条第4号に掲げる企業組合をいう。
- (5) 協業組合 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合をいう。
- (6) 特定中小企業団体 政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。
- (7) 特定中小事業者 政令第2条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。
- (8) 中小企業者 法第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (9) 小規模事業者 中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については5人）以下の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。
- (10) 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号。以下「商振法」という。）第2条第1項に規定する商店街振興組合をいう。
- (11) 商店街振興組合連合会 商振法第2条第1項に規定する商店街振興組合連合会をいう。
- (12) 特定会社 政令第2条第2項第1号に規定する特定会社をいう。
- (13) 公益法人 政令第2条第2項第1号に規定する公益法人をいう。
- (14) 商工会等 政令第2条第2項第1号に規定する商工会等をいう。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

組合等の所在地

組合等の名称

代 表 者 氏 名

㊟

中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 申 請 書

年度において、中小企業高度化資金の貸付けを受けたいので、島根県中小企業高度化資金貸付規則第 8 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付申請額 円
- 2 高度化事業の種類
- 3 高度化事業計画書 別紙 1、別紙 2 又は別紙 3
- 4 連帯保証人になる者の意思の確認 別紙 4

別紙1

高度化事業計画書(組合用)

1 組合の概要(年 月 日現在)

組 合 名				代 表 者 名		
所 在 地				設 立 年 月 日	年 月 日	
組 合 員 数	人	組 合 従 業 者 数	人	出 資 金	総 額	円
					払 込 額	円
組 合 の 沿 革						
組 合 員 の 資 格	定 款 上 の 資 格			組 合 員 の 業 態		
組 合 の 地 区	定 款 上 の 地 区			組 合 員 の 分 布 状 況		
最近1年間における組合の事業実績						
現 有 施 設 の 内 容	土 地	用 途	所 在 地	面 積	取 得 年 月 日	備 考
	建 物	用 途	構 造	延 面 積	取 得 年 月 日	備 考
	設 備 等	名 称	型 式 ・ 性 能 又 は 構 造	数 量	取 得 年 月 日	備 考

2 貸付けを受けて整備しようとする施設の整備計画の概要並びに必要性及び効果

(1) 整備計画の概要

(2) 必要性及び効果(具体的に)

3 貸付けを受けて整備しようとする施設の内容

(1) 土地(造成費を含む。)

用途	所在地	地目	面積	金額	取得完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	契約先	備考
			m ²	円				

(2) 建物

用途	構造	面積	金額	完成(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	備考
		m ²	円					

(3) 設備

名称	製作所名	型式・性能	数量	価格	運賃	据付費	計	整備完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	用途	備考
				円	円	円	円						

(4) 構築物

名称	仕様又は構造	数量	金額	取得完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	用途	備考
			円						

4 所要資金の調達方法

(1) 調達計画

区 分	金 額	備 考
本資金借入希望額		円
自己資金		
借入金		
市町村の補助金		
その他		
合 計		

(2) 融資決定額が本資金借入希望額に満たなかった場合又は所要資金が増加した場合の調達方法

5 連帯保証人

住 所	氏 名	年 齢	職 業

6 旧施設（土地、建物、設備等）の処分計画

(注) 本計画実施によって不要となる旧施設があれば、その処分又は利用の計画について具体的に記載すること。

(添付書類)

- 1 連帯保証人の印鑑証明書、所得証明書及び固定資産評価証明書
- 2 組合の登記事項証明書及び定款の写し
- 3 総会の議事録謄本（事業計画及び貸付けの申込みに関するもののほか、事業計画の実施に関し、出資金及び賦課金の徴収を決議したもの）
- 4 直近決算期の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- 5 直近の合計残高試算表
- 6 組合員名簿（氏名又は名称、住所、従業員数、年間売上高、出資口数及び役職名を記載したもの）
- 7 申請施設に係る 1 年間の収支予算書
- 8 取得関係書類
 - (1) 土地（造成費を含む。）
所在地の見取図、測量図及び契約書の写し
 - (2) 建物（関連施設を含む。）
 - ア 設計図
 - イ 見積書及び契約書の写し
 - ウ 建築確認通知書の写し
 - (3) 設備及び構築物等
 - ア カタログ、図面又は仕様書
 - イ 見積書又は原価計算書及び契約書又は請書の写し
 - ウ 配置図（既存設備等がある場合は、申請設備等が判別できるもの）
- 9 資金調達計画に金融機関からの借入金がある場合は、その金融機関の発行する当該融資に関する意見書又は融資証明書

別紙2

高度化事業計画書(企業用)

1 企業の概要(年 月 日現在)

企 業 名			代表者名又は 氏名			
所 在 地			創 業 年 月 日	個人	年	月 日
				法人	年	月 日
資 本 金 (元入高)	円	従 業 員 数	職員(事務員)	工員(販売員)	計	
			人	人	人	
業 種	主 な 生 産 (取 扱) 品 目					
年 間 生 産 (販 売) 額 年 月 日 ~ 年 月 日 の 1 年 分	主 な 取 引 先		金 額 (千 円)	備 考		
	そ の 他					
	合 計					
立 地 条 件 等 の 現 況	現 在 地 の 用 途 区 分					
	交 通 事 情					
	公 害 関 係					
現 有 施 設 の 内 容	土 地	用 途	所 在 地	面 積	取 得 年 月 日	備 考
	建 物	用 途	構 造	延 面 積	取 得 年 月 日	備 考
	設 備 等	名 称	型 式 ・ 性 能 又 は 構 造	数 量	取 得 年 月 日	備 考

2 貸付けを受けて整備しようとする施設の整備計画の概要並びに必要性及び効果

(1) 整備計画の概要

(2) 必要性及び効果(具体的に)

3 貸付けを受けて整備しようとする施設の内容

(1) 土地(造成費を含む。)

用途	所在地	地目	面積	金額	取得完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	契約先	備考
			m ²	円				

(2) 建物

用途	構造	面積	金額	完成(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	備考
		m ²	円					

(3) 設備

名称	製作所名	型式・性能	数量	価格	運賃	据付費	計	整備完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	用途	備考
				円	円	円	円						

(4) 構築物

名称	仕様又は構造	数量	金額	取得完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	用途	備考
			円						

4 所要資金の調達方法

(1) 調達計画

区 分	金 額	備 考
本資金借入希望額	円	
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

(2) 融資決定額が本資金借入希望額に満たなかった場合又は所要資金が増加した場合の調達方法

5 連帯保証人

住 所	氏 名	年 齢	職 業

6 旧施設（土地、建物、設備等）の処分計画

(注) 本計画実施によって不要となる旧施設等があれば、その処分又は利用の計画について具体的に記載すること。

(添付書類)

- 1 連帯保証人の印鑑証明書、所得証明書及び固定資産評価証明書
- 2 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
個人の場合は、申請者の住民票の抄本
- 3 直近決算期の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- 4 直近の合計残高試算表
- 5 申請施設に係る 1 年間の収支予算書
- 6 取得関係書類
 - (1) 土地 (造成費を含む。)
所在地の見取図、測量図及び契約書の写し
 - (2) 建物 (関連施設を含む。)
 - ア 設計図
 - イ 見積書及び契約書の写し
 - ウ 建築確認通知書の写し
 - (3) 設備及び構築物
 - ア カタログ、図面又は仕様書
 - イ 見積書又は原価計算書及び契約書又は請書の写し
 - ウ 配置図 (既存設備等がある場合は、申請設備等が判別できるもの)
- 7 資金調達計画に金融機関からの借入金がある場合は、その金融機関の発行する当該融資に関する意見書又は融資証明書

別紙3

高度化事業計画書（公益法人用）

1 法人の概要（ 年 月 日現在）

法 人 名			代 表 者 名			
所 在 地			設 立 年 月 日	年	月	日
資 産 の 状 況						
社 員 の 状 況 （ 社 団 法 人 の み ）						
法 人 の 沿 革						
最 近 1 年 間 に お け る 法 人 の 事 業 実 績						
現 有 施 設 の 内 容	土 地	用 途	所 在 地	面 積	取 得 年 月 日	備 考
	建 物	用 途	構 造	延 面 積	取 得 年 月 日	備 考
	設 備 等	名 称	型 式 ・ 性 能 又 は 構 造	数 量	取 得 年 月 日	備 考

2 貸付けを受けて整備しようとする施設の整備計画の概要並びに必要性及び効果

(1) 整備計画の概要

(2) 必要性及び効果（具体的に）

3 貸付けを受けて整備しようとする施設の内容

(1) 土地(造成費を含む。)

用途	所在地	地目	面積	金額	取得完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	契約先	備考
			m ²	円				

(2) 建物

用途	構造	面積	金額	完成(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	備考
		m ²	円					

(3) 設備

名称	製作所名	型式・性能	数量	価格	運賃	据付費	計	整備完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	用途	備考
				円	円	円	円						

(4) 構築物

名称	仕様又は構造	数量	金額	取得完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	整備(予定)場所	契約先	用途	備考
			円						

4 所要資金の調達方法

(1) 調達計画

区 分	金 額	備 考
本資金借入希望額	円	
自己資金		
借入金		
国、県及び市町村の補助金		
その他		
合 計		

(2) 融資決定額が本資金借入希望額に満たなかった場合又は所要資金が増加した場合の調達方法

5 連帯保証人

住 所	氏 名	年 齢	職 業

6 旧施設（土地、建物、設備等）の処分計画

（注） 本計画実施によって不要となる旧施設等があれば、その処分又は利用の計画について具体的に記載すること。

(添付書類)

- 1 連帯保証人の印鑑証明書、所得証明書及び固定資産評価証明書
- 2 法人の登記事項証明書、寄附行為若しくは定款の写し及び役員名簿
- 3 理事会又は総会の議事録謄本（事業計画及び貸付けの申込みに関するもののほか、事業計画の実施に要する資金の調達に関し決議したもの）
- 4 直近決算期の収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- 5 直近の合計残高試算表
- 6 出資者又は出捐者の名簿（氏名又は名称、住所、従業員数、年間売上高、出資金又は出捐金の額及び役職名を記録したもの）
- 7 申請施設に係る 1 年間の収支予算書
- 8 取得関係書類
 - (1) 土地（造成費を含む。）
所在地の見取図、測量図及び契約書の写し
 - (2) 建物（関連施設を含む。）
 - ア 設計図
 - イ 見積書及び契約書の写し
 - ウ 建築確認通知書の写し
 - (3) 設備、構築物等
 - ア カタログ、図面又は仕様書
 - イ 見積書又は原価計算書及び契約書又は請書の写し
 - ウ 配置図（既存の設備等がある場合は、申請に係る設備等が判別できるもの）
- 9 資金調達計画に金融機関からの借入金がある場合は、当該金融機関の発行する当該融資に関する意見書又は融資証明書

別紙4

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 氏 名 ①
 年 齢 歳
 職業（役職名）
 債務者との関係

連 帯 保 証 確 認 書

が、中小企業高度化資金（ ）の貸付けを受けることにつき、
 債務者と連帯して一切の債務を保証することを確認いたします。
 なお、下記の記載事項については、一切事実と相違ありません。

記

1 企業名等

企業名又は屋号		所在地	
---------	--	-----	--

2 資産

(単位：千円)

区分	所在地	用途	面積	評価額	抵当権者	抵当権の種類	抵当権の額
			m ²				

3 預金及び借入金

(単位：千円)

金融機関等名	預金額	借入残額	年返済額	最終償還期限

4 収支状況

(単位 : 千円)

	科 目	年 額	内 容
収入			
	収 入 計		
支出			
	支 出 計		

5 保証債務の有無及びその保証債務の内容

(単位 : 千円)

保証債務の有無	保 証 額	内 容

本書は、連帯保証人となる者が自ら記入し、自署した上で、添付の印鑑証明書と同じ印を押すこと。

様式第2号別紙(注)3中「設置済」を「整備済」に改める。

様式第3号中「中小企業高度化資金貸付対象施設設置等完了届」を「中小企業高度化資金貸付対象施設整備等完了届」に、「の設置」を「の整備」に、「設置する」を「整備する」に、「設置完了年月日」を「整備完了年月日」に改める。

様式第4号中 「中小企業高度化資金貸付対象施設 設置等完了期限延期承認申請書」 を 「中小企業高度化資金貸付対象施設 整備等完了期限延期承認申請書」 に、「貸付対象施設設置等完了期限」を「貸付対象施設整備等完了期限」に、「設置完了期限」を「整備完了期限」に改める。

様式第5号中 「中小企業高度化資金貸付対象施設 設置計画変更等承認申請書」 を 「中小企業高度化資金貸付対象施設 整備計画変更等承認申請書」 に、「貸付対象施設設置計画変更等」を「貸付対象施設整備計画変更等」に、「設置計画」を「整備計画」に、「使用中止」を「使用休止」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号 (第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

組合等の所在地

組合等の名称

代表者氏名

印

中小企業高度化資金連帯保証人変更承認申請書

下記のとおり連帯保証人を変更したいので承認願いたく、島根県中小企業高度化資金貸付規則第15条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 連帯保証人の住所及び氏名
(新)
(旧)
- 2 変更の理由
- 3 連帯保証人になる者の意思の確認 別紙

(添付書類)

- 1 固定資産評価証明書
- 2 所得証明書
- 3 印鑑証明書
- 4 総会、理事会又は取締役会の議事録

別紙

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 氏 名 ①
 年 齢 歳
 職業（役職名）
 債務者との関係

連 帯 保 証 確 認 書

が借り受けた 年度中小企業高度化資金（ ）について、
 債務者と連帯して一切の債務を保証することを確認いたします。

なお、下記の記載事項については、一切事実と相違ありません。

記

1 企業名等

企業名又は屋号		所在地	
---------	--	-----	--

2 資産

(単位：千円)

区分	所在地	用途	面積	評価額	抵当権者	抵当権の種類	抵当権の額
			m ²				

3 預金及び借入金

(単位：千円)

金融機関等名	預金額	借入残額	年返済額	最終償還期限

4 収支状況

(単位:千円)

	科 目	年 額	内 容
収入			
	収 入 計		
支出			
	支 出 計		

5 保証債務の有無及びその保証債務の内容

(単位:千円)

保証債務の有無	保 証 額	内 容

本書は、連帯保証人となる者が自ら記入し、自署した上で、添付の印鑑証明書と同じ印を押すこと。

様式第9号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。